

令和2年4月23日

報道関係者 各位

～新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力を～

緊急事態宣言後の保育所・認定こども園及び放課後児童クラブ等の対応について

標記の件につきまして、政府から「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、本市では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、また、児童の健康・安全を第一に考え、保育所・認定こども園及び放課後児童クラブ等の対応について下記のとおりとしましたのでお知らせします。

記

1. 保育園・認定こども園及び放課後学童クラブについて

感染拡大防止のため、保育の提供等を縮小して実施するよう各園および各施設へ要請する。については、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、児童の登園・通所を控えるようお願いする。

なお、保育所・認定こども園の保育料については、登園しなかった日数に応じて保育料を減額する。

2. 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）について

地域子育て支援センターについては、臨時休業とする。

【参考添付】

- ・「(各園宛) 緊急事態宣言後の保育所等の対応について」(写し)
- ・「(保護者宛) 保育所等の登園自粛のお願いについて」(写し)



島原守護神 しまばらん

【担当から一言】

新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力をお願いします。

担当：島原市こども課 こども福祉班

担当 本多

電話：0957-62-8003

E-mail：kodomom@city.shimabara.lg.jp



2 島こ第 6 8 号
令和 2 年 4 月 2 1 日

各保育園 園長 様
各認定こども園 園長 様
各放課後児童クラブ 施設管理者 様

島原市長 古川 隆三郎

緊急事態宣言後の保育所・認定こども園及び放課後児童クラブ等の対応について

日頃から本市の幼児教育・保育および子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和 2 年 4 月 1 6 日付けで緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受け、長崎県においては、感染が拡大している地域への訪問や不必要な外出の自粛のほか、5 月 6 日まで公立学校の一斉臨時休業の要請がありました。

一方、保育所等および放課後児童クラブについては、県は法に基づく施設の使用制限は要請しないとの対応方針を決定し、令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省事務連絡「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」の（保育所）1（1）及び（放課後児童クラブ）1（1）に従って、保育の提供等を縮小して実施することを市町において検討するようお願いがあっております。

つきましては、緊急事態宣言の期間中である 5 月 6 日までの間の保育所・認定こども園及び放課後児童クラブ等の対応につきまして、本市の対応は、下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しておりますので、本市における対応等が変更になりましたらあらためてお知らせいたします。

皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 保育園、認定こども園

①保育の提供について

感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、園児の登園を控えるようお願いいたしますので、各園におかれましては、保育の提供を縮小して

実施していただきますようお願いいたします。

②保育料について

期間中に登園を控えた園児の保護者に対しては、登園しなかった日数に応じて保育料を減額することとし、後日、還付を行うこととなります。

なお、各施設におかれましては、登園しなかった日数の把握にご協力をお願いいたします。

③給付費について

園児の登園や職員の配置状況に関わらず、通常どおり支給します。

2. 放課後学童クラブ

①児童の預かりについて

感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、児童の通所を控えるようお願いいたしますので、各施設におかれましては、児童の預かりを縮小して実施していただきますようお願いいたします。

②交付金について

児童の利用や職員の配置状況に関わらず、通常どおり支給します。なお、臨時休業に伴う財政措置については、別途通知します。

3. 地域子育て支援拠点事業

①地域子育て支援センターの運営について

地域子育て支援センターについては、知事が不要不急の外出の自粛を県民に要請したことから、臨時休業をお願いいたします。

②交付金について

地域子育て支援センターの利用や職員の配置状況に関わらず、通常どおり支給します。

4. 感染拡大防止対策

各園におかれましては、手洗いや手指の消毒、毎時の換気、毎日の施設消毒、検温等を徹底し、引き続き、感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

〒855-8555

長崎県島原市上の町 537 番地

島原市役所 福祉保健部

こども課こども福祉班

TEL:0957-63-1111 (内線 302)

FAX:0957-62-8018

E-mail:kodomo@city.shimabara.lg.jp



令和2年4月21日

保護者の皆様へ

島原市長 古川 隆三郎
(公印省略)

保育所・認定こども園への登園自粛のお願いについて

日頃より保育行政につきましては、ご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、政府から「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、島原市といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、また、お子さんの健康・安全を第一に考えて、保育所・認定こども園の保育の提供を縮小することとしました。

つきましては、保護者の皆様におかれましては、可能な限り登園を控えていただくようお願い申し上げます。

保護者の皆様には、ご負担をおかけいたしますが、本件の趣旨をご理解いただき、下記のとおりご協力くださいますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しておりますので、本市における対応等が変更になりましたらあらためてお知らせします。

記

- 1 感染拡大防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な家庭では、可能な限り登園を控えていただくか、または早めのお迎えなどの対応をお願いします。
- 2 濃厚接触等が心配される方のいる家庭では、登園自粛をお願いします。
- 3 登園自粛の期間は、令和2年5月6日(水)までとします。
- 4 登園自粛の協力者には、保育料(利用者負担額)の還付措置を行います。

(対象期間等は、5月6日までの間で、1日以上登園自粛をしていただいた家庭に対して日割りで計算し還付します。)

※還付手続き等につきましては、後日、施設などを通じて連絡します。

〒855-8555 島原市上の町 537 番地
島原市役所 福祉保健部
こども課こども福祉班
TEL:0957-63-1111 (内線 302)
FAX:0957-62-8018
E-mail:kodomo@city.shimabara.lg.jp



令和2年4月21日

保護者の皆様へ

島原市長 古川 隆三郎
(公印省略)

放課後児童クラブへの通所自粛のお願いについて

日頃より保育行政につきましては、ご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。
ございます。

さて、政府から「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、島原市といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、また、お子さんの健康・安全を第一に考えて、放課後学童クラブの利用を縮小することとしました。

つきましては、保護者の皆様におかれましては、可能な限り児童の通所を控えていただくようお願い申し上げます。

保護者の皆様には、ご負担をおかけいたしますが、本件の趣旨をご理解いただき、下記のとおりご協力くださいますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しておりますので、本市における対応等が変更になりましたらあらためてお知らせします。

記

- 1 感染拡大防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な家庭では、可能な限り通所を控えていただくか、または早めのお迎えなどの対応をお願いします。
- 2 濃厚接触等が心配される方のいる家庭では、通所自粛をお願いします。
- 3 通所自粛の期間は、令和2年5月6日(水)までとします。

〒855-8555 島原市上の町 537 番地
島原市役所 福祉保健部
こども課こども福祉班
TEL:0957-63-1111 (内線 302)
FAX:0957-62-8018
E-mail:kodomo@city.shimabara.lg.jp